

第 93 号

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例  
の制定について

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例を次  
のように制定することとする。

令和8年2月17日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例の一部を改正する条例  
熊本県運転免許センター運転免許試験コース使用料徴収条例（平成13年熊本県条例第  
62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1, 350円」を「1, 500円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料につい  
て適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

#### （提案理由）

熊本県運転免許センター運転免許試験コースの施設及び設備使用料の算定に係る経費単  
価の見直しに伴い、使用料の額を改定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。